

バイヤーを騙る「なりすまし」取引等に十分ご注意ください

実在する（または実在しない）海外企業の名前を騙^{かた}る第三者が、日本の企業から貨物を受け取りながらも代金を支払わないといった、いわゆる「なりすまし」（※）取引に関するご相談等が NEXI に寄せられております。

（※「なりすまし」とは、第三者が本人のふりをして活動することを指します。）

万一、お客様が「なりすまし」取引の被害に遭われた場合には、貨物は戻らず、輸出代金も受け取れない事態となる可能性が高く、大きな損失を被ることになりかねません。

今回、「なりすまし」取引等の相談内容とご留意いただきたい点をまとめましたので、参考にして頂き、このような取引に巻き込まれることのないよう、十分にご注意ください。

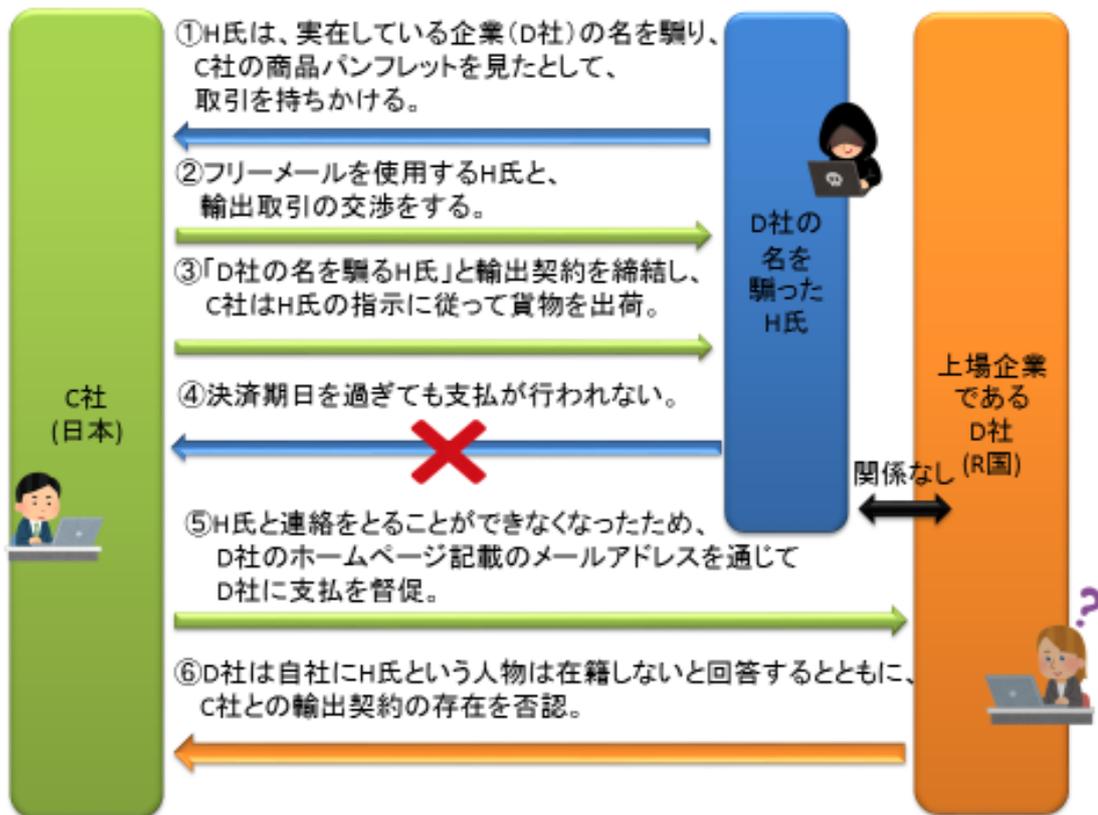
なお、貿易保険上の「なりすまし」取引についての取り扱いは、「貿易保険の対象となる取引が存在しない」こととなるため、保険金をお支払いすることができなくなります。

また、保険料の返還もできませんので、これらの点についてもご留意願います。

1. 相談内容

【事例1】 実在する企業の名を騙った第三者による「なりすまし」取引

取引の経緯

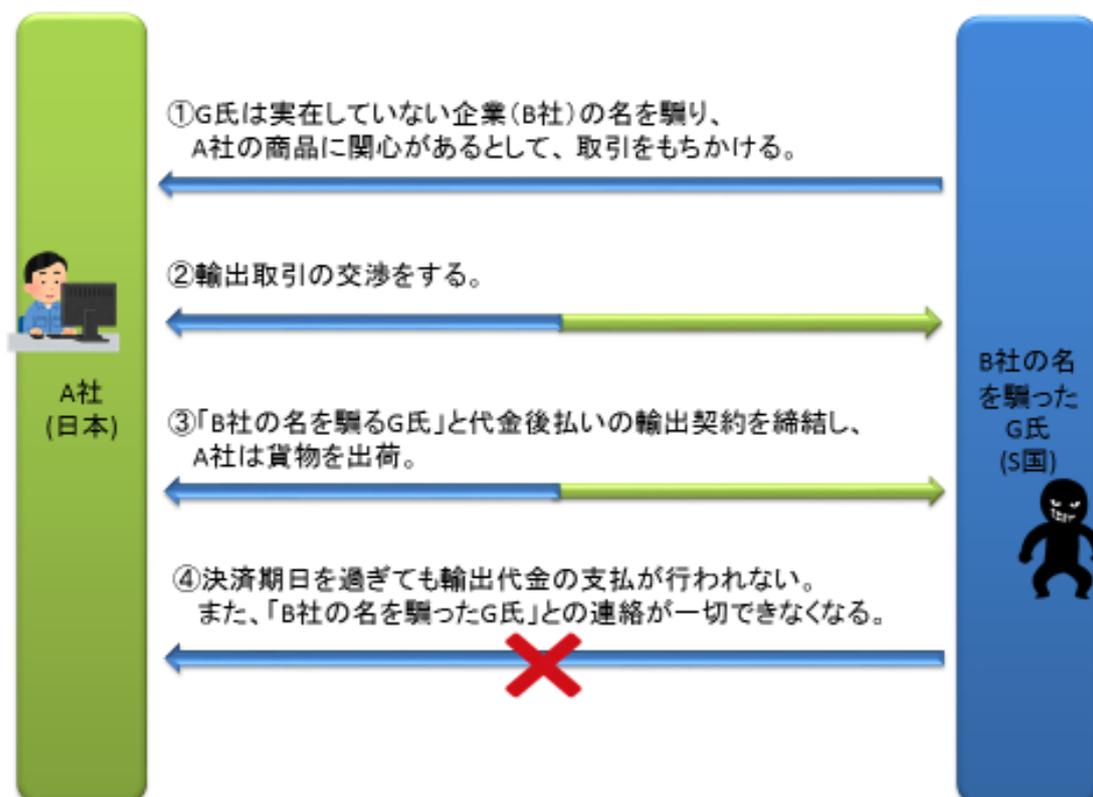


(注) 「なりすまし」取引においては、携帯電話・メール（特にフリーメール）

のみで特定の少人数と交渉しているケースが多くみられます。

【事例2】 実在しない企業の名を騙った第三者による「なりすまし」取引

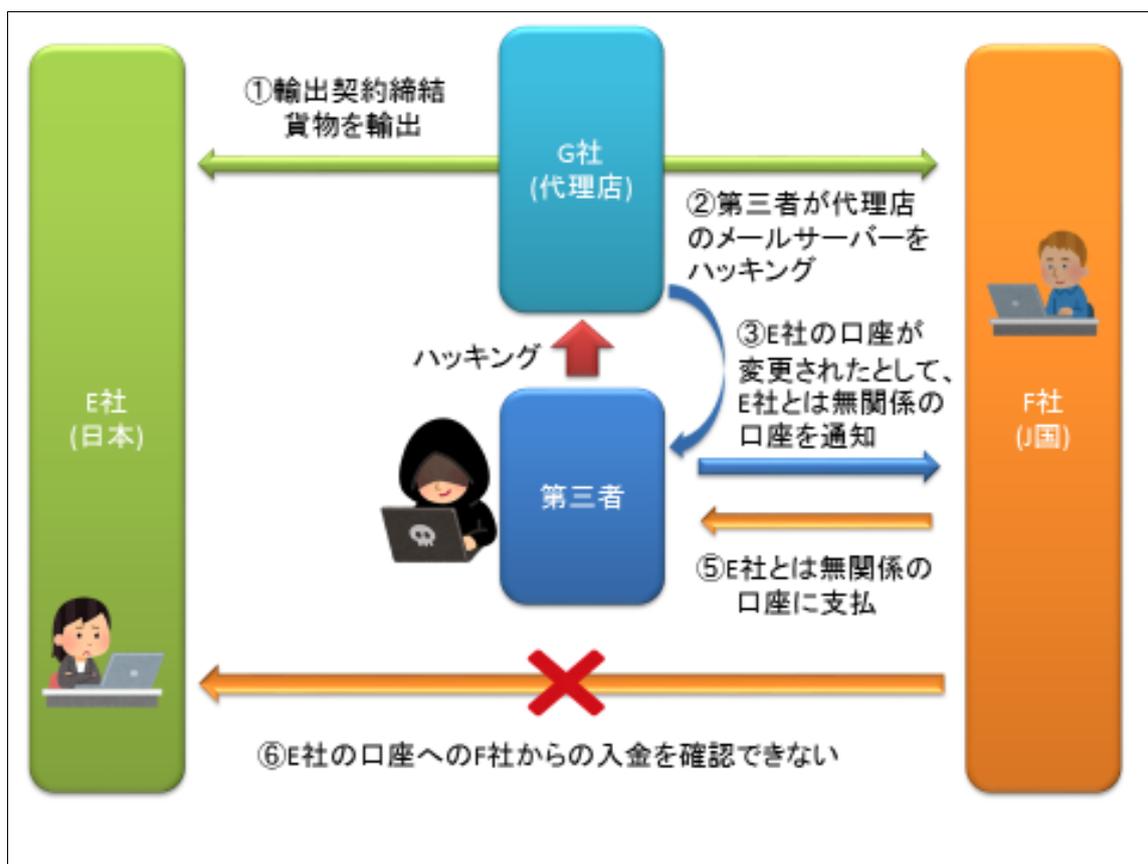
取引の経緯



(注) B社の住所には何も所在していない、または、別の会社が所在していることもあります。

【事例3】 第三者バイヤーに「偽の振込口座」を通知し振り込ませる行為

取引の経緯



(注) 貿易保険上は、クレーム案件と同様、当事者間で対応を協議し、

債権債務に合意、バイヤーが債務認識を行うことが必要となります。

2. ご留意いただきたい点

○ 交渉開始にあたっての留意点

- ✓ 交渉及び取引は法人としての相手方と行う。可能であれば取引の相手方を訪問し、面識を持つ。
- ✓ やむを得ず電話・メールでの交渉となる場合には、特定個人の携帯電話番号やメールアドレス（特にフリーメール）ではなく、法人の電話番号、法人のメールアドレスを通じてやりとりをする。また、なるべく特定個人だけでなく複数の人物と交渉を行う。
- ✓ 特に「初めての取引先なのに貿易保険の利用を勧められた」場合には、十分な注意を払う。

○ 交渉相手に関する留意点

- ✓ 自分の相対する担当者が、「取引の相手方の法人に属している人物」及び「取引の交渉や契約締結の権限を有している人物」であるかどうか等、公になっている情報を用いて確認する（可能であれば、相手方法人を直接訪問し確認する）。
- ✓ 交渉にエージェント（代理人）が介在する場合には、取引の相手方に直接確認し、そのエージェントが代理して交渉する立場にあるのかを確認する。
- ✓ 取引の相手方と異なる法人が荷受人として指定される場合には、当該荷受人と取引の相手方との関係を十分に確認する。

○ 契約締結後の留意点

- ✓ 取引の相手方から契約条件の大幅な変更の提案があった場合は、その理由や背景を十分に確認し、安易に契約のアmendや貨物の出荷を行わない（特に、輸出者にとって不利な決済条件への変更やバイヤーの所在地と異なる国への仕向国変更等の提案を受けた場合は、その理由を十分に確認する）。